

# 一般社団法人遠隔画像診断サービス連合会

## 運用規定

### 第1条 基本要項

1. 本会を運営するために下記の委員会を設置する。
  - (1) 理事会
  - (2) 理事会の下に運営委員会を常設する。
  - (3) 運営委員会の下に総務委員会を常設する。
  - (4) 運営委員会の下に運営委員会の指示の下、専門委員会を設置できる。
2. 本規定は、総務委員会で立案・作成（改定案も含む）し、運営委員会において出席者の2／3以上の賛同を得た上で総務委員会の管理の下に施行される。
3. 各委員会の規約については、本規定を基に各委員会で立案・作成し、運営委員会において出席者の1／2以上の賛同を得た上で各委員長の管理の下に施行される。
4. 運営委員会に承認された上記の規定および規約は、理事会および総会において報告する。

### 第2条 会員

- (1) 定款の第2章「会員」の記載内容に則る。
- (2) 入会
  - 1) 入会申込書を受領後に理事会の委任を受けた運営委員会で入会審査を受ける。
  - 2) 審査通過後に事務局より会費の請求書を発行。
  - 3) 会費の入金が確認後に入会手続完了とし、正式に会員とする。
- (3) 登録内容の変更：入会時に登録された登録内容に変更が生じた場合は、会員は速やかに事務局に文章にて通知する義務がある。
- (4) 退会
  - 1) 退会を希望する場合は、事務局に文章にて通知する。
  - 2) 運営委員会で審査し、承認後に事務局より退会承認の通知をする。

### 第3条 会費

1. 会員の年会費（1年度：4月1日～翌年3月31日）を下記の通りとする。  
但し、下記の消費税は含まれていない。

(1) 正会員	50,000円（1社、1団体、1個人に付）
(2) 準会員	30,000円（1口単位、複数可）

(3) 賛助会員 法人 30,000円（1口単位、複数可）  
個人 10,000円（1人に付）

(4) 入会金は、徴収しない。

## 2. 年会費の納入

- (1) 請求：事務局より会員へ翌年度の年会費の請求書を3月に送付する。
- (2) 納入：送付された請求書を基に5月末までに指定銀行に振込む。振込の際の手数料は会員が負担する。

## 3. 会費の未納

- (1) 定款の第2章「会員」の第7条～第11条の記載内容に則る。
- (2) 会員の「休会扱い」等は認められない。

## 第4条 会計

1. 予算案、決算案等の作成は、総務委員会が会計士の指導の下で行う。
2. 会計業務は、総務委員会の管理の下で事務局が行う。

## 第5条 役員選任規定

定款の第3章「役員」の記載内容に則る。

## 第6条 専門委員会

1. 新規専門委員会の設立については、運営委員会において出席者の1／2以上の賛同を得た上で発足できる。なお、発足する委員会の委員長は、運営委員会が指名する。
2. 専門委員会の参加委員は、原則、会員（企業・団体等の場合は、所属する社員・職員等で可）とする。但し、各委員長の判断により、必要に応じて会員以外からもオブザーバーとして委員会出席を要請できる。

## 第7条 旅費・謝金

原則として本会に出席のために生じる旅費（交通費、宿泊費等）および謝金は負担しない。但し、万一、必要性が生じた場合は、運営委員会にて諮る。

## 第8条 慶弔

原則として本会に関わる慶弔費は負担しない。但し、万一、必要性が生じた場合は、運営委員会にて諮る。

附則：この規定は平成25年10月9日から実施する。